

上田城南地域協議会会議録

日時 平成 18年 10月 3日（火）午前 10時から午前 11時 45分

場所 上田市城南公民館 2階大ホール

出席委員 石井委員、石黒委員、石坂委員、井出委員、岡部委員、掛川委員、木内委員、酒井委員、竹内順一委員、竹内秀夫委員、竹田委員、田中明委員、田中千寿子委員、中島委員、中村委員、西川朋子委員、西川善和委員、増田委員、丸山委員、宮崎委員

欠席委員 なし

市側出席者 母袋市長、小林上田地域自治センター長、原沢自治振興課長、小宮山自治振興課課長補佐、柳沢主査

1 開会

（原沢自治振興課長）

本日は、城南地域協議会を開催しましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

進行を務めさせていただきます自治振興課長の原沢と申します。よろしく願います。

ただ今から第1回上田城南地域協議会を開催させていただきます。

2 委嘱書交付

（原沢自治振興課長）

はじめに委嘱書の交付を行います。

市長が皆様の席へお伺いし、直接お渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。

- 各委員に委嘱書の交付が行われる。 -

3 市長あいさつ

（自治振興課長）

続きまして、母袋市長よりごあいさつを申し上げます。

（母袋市長）

皆様方には良い季節を迎えられた中で、御健勝に御活躍のことと存じ上げております。

本日は、第1回目の上田城南地域協議会開催しましたところ、大変それぞれ御多用の中ご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。御委嘱を申し上げましたが、

このたびは、地域協議会の委員として快くお引き受けいただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、去る3月6日新生上田市が誕生いたしました。早くも6ヶ月が過ぎたところでございますが、行政的に言えば、順調に運営は図られているものと、しかし多くの課題あるいは細かい点については、まだ課題やら片付けなければいけないことあるかと思っております。今後におきましても新たな課題ということにつきましては、積極的に果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

新設対等合併ということで今回合併が実現いたしました。その過程にあっては、いろいろな紆余曲折がとりわけ旧3町村にあったことはご案内のとおりでございます。新市においてどんな方向で進むのか、いろいろこれからご議論をいただくところであります。1つとして私が4月の市長選にお示ししましたマニフェスト、ここには2つの基本理念がありました。1つは、生活者起点、2つめは地域経営です。1つめの生活者起点、引き続き主人公たる地域を運営するあるいは活力を取り戻す等々の主人公たる市民お一人お一人が頑張ってくださいということ、それが起点という言葉で表されるわけでございます。トップダウン的なものより下意上達の手法というものを大いに取り入れていきたい、このように思っているのが1つ。地域経営という言葉ですが、単に予算があるからやるんだという、運営面におけるマインドがそうことではなくて厳しい世の中また財政上の問題を含めまして、経営という全体の効率化とか公平化というようなものを図る中で地域の経営をしていかなければいけない、マネジメントをしていかなければいけない、そういう意識を込めてこの言葉を使っております。スローガンとしては、健康元気都市新生上田の創造と挑戦、まさに新しい上田市のスタートにあたって、人も産業も地域も健康で元気であって欲しいという願いを込めて、新たな創造をしながらそれにどのように挑戦していくかということが大切かなと、その過程にあっては、創造ということがこれまた重要な意味合いを持ってくるということでもあります。

そんな中で、マニフェストの中にも五つの約束と50の具体策というものを示しております。五つの約束の一つに「地域が健康で元気なまち創り」がございます。今まで以上に地域住民の皆様が主体となった地域づくり、加えてNPOとか地域づくり団体とか大変多くの協働による市民力が結集しつつありまして、大変私も喜ばしいことだとこのように感じております。

このような地域の皆さんの声を把握しそして集約していく、そのステージの一つとしてこの地域協議会というものを、市の条例で新市内に9つ設け、このように考えて進めているところであります。この城南地区で6つめの協議会が立ち上がりました。

地域協議会は、政策づくりの段階から住民が参画・協働していただく、そしてまちづくりを進める機関でございます。地域の重要事項に対するご意見を聞くことに

よりまして、個性を生かしながら、またまとまりを大切にしながら、もって新市全体の発展を目指してまいりたいというものでございまして、そういう意味からもここにおられる皆さんのお力を十二分にお借りしたい、このように考えます。

新上田市におきましては、これまで積み上げてきた地域のまとまり、コミュニティ活動をよりいっそう大切にしながら、幅広い視野と様々な能力を持った地域住民の主体的な活動というものを支援してまいりたい、そのことによって、地域全体の発展を目指す新たな制度によります分権型自治による地域経営方式を構築してまいり必要があるだろう、それが地域の健康、元気、新市全体の元気につながっていくものと確信をもっております。

さらに地域のことは地域で解決するという住民自治を進める上においても、この地域協議会の役割は大変重要であるわけございまして、そういう意味から 本市といたしましてもこの協議会に大きな期待を寄せているところであります。

しかしながら、これら制度の運営におきましては、初めての試みであります。運営については若干の試行錯誤の面もありますが、今後において課題等修正すべきものが出てくる場合は修正をしながら進めていく必要があると考えております。

様々な分野の皆様へ委員をお願いいたしました。したがって、これまでのそれぞれ皆様のご活動経験を生かしていただき、より創造的なご意見を賜りたい、そのことによって、新上田市が多彩な市民力、あるいは多様な行動力により輝く上田あるいは美しい上田となるように御協力をお願い申し上げたいと存じます。以上申し上げまして、私からのあいさつといたします。

4 自己紹介

(自治振興課長)

本日は初めての会議でございますので、自己紹介をお願いしたいと思います。時間の都合もございまして、簡潔にお願いできればと思います。

〔各委員 自己紹介〕

〔職員 自己紹介〕

5 合併の経過と地域協議会の位置付けについて

(原沢自治振興課長)

続きまして、レジュメの5番の合併の経過と地域協議会の位置付けについて、6番の地域協議会の概要と任務等についてを確認の意味も含めましてご説明申し上げたいと思います。

最初に資料1の合併の経過と地域協議会の位置付けについてでございますけれども、合併の経過といたしまして、任意合併協議会における検討経過です。平成 14年に4市

町村による任意合併協議会を設置いたしまして、地域審議会としての設立の検討をしてきたところであります。当初は、7地域に設置を検討していただきました。

次に法定合併協議会における検討経過についてであります。平成16年に法定合併協議会を設置いたしまして、検討小委員会の中で、地域協議会についての検討をしていただきました。

合併特例法の地域審議会、地方自治法の地域自治区、合併新法の特例自治区の制度を検討したわけですが、最終的には、独自制度として条例で定め、市の附属機関として設置することになったものです。

次に資料の2ページですが、合併後の経過であります。合併と同時に地域自治センター条例を新たに施行いたしました。その後、6月議会にセンター条例の中に地域協議会の部分を加えて改正したところであります。同時に具体的な部分については、協議会の規則で規定したところです。

次に、地域自治センターと地域協議会の位置付けについてであります。地域自治センター構想策定の背景ということでありまして、少子高齢化、あるいは厳しい財政状況そういった背景の中で持続的な発展をしていく必要があるということでありまして。その中で、地域住民のニーズに的確に対応できる体制の構築が必要である。地域のまとまりを大切にしながら、地域全体の発展を目指す分権型合併の検討が必要である。合併を進めるにあたっては、周辺がさびれるといった住民の不安や懸念への対応、また住民と行政の協働、合併による行政の効率化、スリム化を図るといった視点も踏まえ検討、こうした課題に対応するために、合併協議の中で、センター構想を提唱してきたものです。

3ページをお願いします。地域自治センター構想の基本的な考え方でありまして。住民に身近な業務のほとんどを行い、地域振興や地域課題に対応する業務を行う。生涯学習、公民館活動が主になろうかと思っておりますが、地域福祉など住民に必要な施設を配置する。また地域協議会を置き、住民とともに協働のまちづくりを進めるとともに、活動の拠点としていくという基本的な考え方があります。

次に法律上の位置付けですが、期限を設けず新市の独自制度として、地域協議会を設けたわけでありまして。条例の附属機関の位置付けになっております。

続いて地域自治センターの機能でありまして、大きく3つの機能があります。

最初が総合支所機能、ほとんどの住民サービスを行います。

次に地域協議会でありまして、地域の重要課題、住民と行政との役割分担をしながら共にまちづくりを進めるために地域協議会を設置したところです。

3つめとして、まちづくりの活動拠点としての機能があります。イメージ図にもあるとおり、地域自治センターの中に、総合支所、地域協議会、まちづくりの活動拠点といった大きな機能があるわけでありまして。

6 地域協議会の概要と任務等について

(小宮山課長補佐)

私からは、地域協議会の概要と任務等について申し上げます。

1といたしまして、地域自治センターの3つの柱と地域協議会の3つの視点でございます。ただいま課長から説明のありましたとおり、地域自治センターには、総合支所、地域協議会、まちづくり活動拠点、の3つの柱がございます。地域協議会につきましては、右側に3つほど挙げさせていただいておりますが、3つの視点がございます。1つといたしましては、合併に対する住民不安の解消という視点、それから住民の自治意識の高揚と住民と行政との協働という視点、最後に地域の個性を生かし地域のまとまりを大切にしながら、新上田市全体の発展を目指す分権型自治実現への体制づくりをしていくという視点がございます。

この3つの視点により設置をしてまいったわけでございます。

2番に入ります前に、本日お配りした上田市地域センター条例及び上田市地域協議会規則について説明をさせていただきたいと思っております。

まず上田市地域センター条例でございますけれども、合併の3月6日同時に新規即時条例として施行いたしました。当初施行した部分ですが、第1条の設置、地域自治センターの設置ということでございます。第2条名称、位置等、第3条地域自治センターの役割、第4条支所機能、ここまでが合併と同時に施行した部分でございます。

6月議会に上程させていただきまして、改正をいたしておりますけれども、地域協議会について改正いたしております。

第5条から11条、附則の部分ですが、そういった手順で改正いたしております。

5条が、地域協議会の設置について、6条及び7条が任務等について、8条が組織等について、9条が会長及び副会長について、10条が会議について、11条は附則でございます。それと、附則の部分で第2条でございますが、これにつきましては、施行時の委員の特例ということで施行時の委員の任務について附則で定めてあります。

続きまして、地域協議会の規則でございます。こちらにつきましては、同じ6月に検討いたしまして、7月1日から施行いたしました。

1条が趣旨でございますが、第2条で地域協議会の名称等ということでございます。全市的に9つの地域協議会を当初設置いたしました。3条につきましては、地域協議会の対象地区に係る重要事項等ということで、実際に地域協議会で審議していただく事項を具体的に規定させていただいたということでございます。

以上簡単であります。センター条例、センター規則について説明をさせていただきました。

資料2にお戻りいただきたいと思います。地域協議会の役割と仕組みでございます。3点ほどでございます。1といたしまして、地域協議会は、地域住民等の意見や要望を集約して行政に反映させ、地域の重要事項の決定に意見を述べ、住民と行政との協働を進めながら住民自治の充実を図っていきます。2番目といたしまして、協議会は、

上田地域、丸子地域、真田地域、武石地域に複数置くことができるということでございます。3つめといたしまして、旧町村地域にそれぞれ1つの協議会を置いて旧市には公民館区域を単位といたしまして6つの地域協議会を設置いたしました。こちらにつきましては、下段のセンター条例に規定されているものでございます。

まず、(4)といたしまして、委員の身分は、上田市の非常勤特別職といたしまして報酬が支給されることになっております。

2ページに入ります。地域協議会の対象区域ということで、略図を載せてございますが、上田地域については、ご覧のとおり区域となるわけでございます。

続きまして3ページの4地域協議会の任務等でございます。3点ほどございます。協議会は対象地区に係る事項について、市長その他の市の機関の求めに応じて審議します。2番目といたしまして、協議会は、対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べるができるということでございます。3といたしまして、協議会は、対象地区に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行っていただきます。以上が協議会の主な任務であります。

(4)(5)につきましては、市長の努力規定ということでございまして、それを受けて市長等は、対象地区に係る市の施策の重要事項を決定、変更しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聞きますということでございます。それから、市長等は(2)の規定により協議会からの意見の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるということでございます。

つづきまして、5でございます。具体的審議事項等ということで、まず(1)といたしまして、諮問という形をとります。諮問に応じて審議する事項、新市建設計画の変更に関する事項でございます。それから基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項でございます。この2つの事項以外においても、特に必要と認める事項につきましては、諮問、答申というようなスタイルご意見を伺っていくこととなります。(2)といたしまして、市長等が協議会の意見を聞く事項でございます。こちらにつきましては、諮問、答申というスタイルにこだわらず、協議事項若しくは報告事項としてご意見を聞いていくということになるかと思っております。合併協定書の合意事項の見直しに関する事項、公共施設の設置、廃止に関する事項、地域振興事業基金の活用に関する事項、以上3つにこだわらず特に必要と認める事項につきましては、協議会にお諮りして意見を聞くことになるわけでございます。(3)といたしまして、住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりに関する事項でございます。

6地域協議会の組織等でございます。当該地域に在住する団体推薦の委員さん、学識を有する委員さん、個人依頼、公募により応募した者の中から市長が選任して、20人以内で構成をしております。当城南地域協議会につきましても、スタート時は20名ということでございます。任期は2年で、再任は可能でございますが、6年を超える委員さんにつきましては再任をしないということになっております。それから、委員の

選任ですけれども、地域住民の多様な意見が反映されるよう選出団体に配慮しております。別に定める基本指針によりまして、女性の登用率につきましては、目標 35パーセントという設定をいたしました。当地域協議会につきましても、7名ということで目標をクリアしております。補欠委員の任期でございますが、前任者の残任期間といたします。今回最初に委嘱される委員皆さんの任期は、平成 20年 3月 31日までとなります。最初に委嘱される委員の在任期間は、2年とみなされます。

続きまして、7の地域協議会の会長及び副会長でございます。地域協議会に会長及び副会長を置きます。また、委員が互選しますということでございますので、よろしくお願ひします。互選の方法につきましては、この後協議していただきます要綱の中で定めてございます。

会長は、会務を総理し、地域協議会を代表します。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理していただきます。

続きまして8地域協議会の会議でございます。地域協議会の会議は、会長が招集し、議長となります。会長は、地域協議会の4分の1以上の委員から会議招集の請求がある場合、会議を招集しなければなりません。会議は、委員の過半数の出席が必要となります。会議の議事は、出席議員の過半数で決まりますが、可否同数の場合は会長が決することになります。

つづきまして6ページお願いいたします。9地域協議会の会議の公開と資料等の公表ということございまして、地域協議会の会議は、原則的に公開するということが条例で定めております。ただし、個人に関する情報など、上田市情報公開条例に定めまされる情報に関し審議する場合などは、理由を明らかにした上で、会長が必要と認める場合は、協議会に諮って公開しないことができるということでございます。会議の開催につきましては、開催の1週間前までに上田市のホームページへ掲載いたしまして本庁の1階の行政資料コーナー、及び各自治センターに関係資料を置いて、会議の日時、場所、議題、会議の公開・非公開の別、傍聴者の定員などをお知らせしていきます。

会議概要録及び会議資料につきましても、非公開とされたものを除きまして、できる限り情報を提供していきたいと思っております。

10の意見等反映の仕組みでございますが、地域協議会でまとめられた答申書、もしくは意見書等につきましては、必要に応じまして、実施計画もしくは予算等に反映いたします。そして、実施に移されることとなります。

最後に11であります。上田市全体の発展のためにということで、各地域協議会9つございますが、共通事項の全体調整や情報の共有を図っていくため、それぞれの地域協議会の代表者等で構成される仮称でございますが、地域協議会連絡会議の設置を今年度中を目途に検討を進めたいということでございます。

以上地域協議会の概要と任務等についてご説明させていただきました。よろしくお

願いたいします。

(原沢自治振興課長)

ただいま説明の中で、何かご質問等ございましたら願いたいします。

(原沢自治振興課長)

よろしいでしょうか。それでは続きまして、次第の7番の協議事項に入らせていただきます。

(原沢自治振興課長)

上田市地域自治センター条例を説明申し上げましたが、第10条第1項で、会議は、会長が招集し、会長が議長となるという規定になっております。その前に会議の運営要綱の制定についてのご審議をお願いし、その後に会長を選任したいと思っておりますので、よろしく願います。会長が決定するまでの間、上田地域自治センター長が仮議長として会議を進めさせていただきますのでよろしく願います。

(小林上田地域自治センター長)

会長が選任されるまでの間、私の方で仮議長とことで務めさせていただきますので、ご協力のほどをよろしく願います。

それでは正副会長の選任等を定める上田城南地域協議会運営要綱(案)の制定について議題といたします。事務局の方で説明をお願いいたします。

(原沢自治振興課長)

お手元の資料3上田城南地域協議会会議運営要綱(案)をご覧いただきたいと思っております。会議の運営要綱について定めた要綱でありまして、第1条は目的、第2条正副会長の決め方、第3条で会長等の責務、第4条で会議の招集について定めてございます。第5条で欠席の場合の申し出を定め、第6条の補則では、この要綱に規定されていない事項が発生した場合には、協議会で話し合っ決めてという規定でございます。

なお、附則といたしまして、この要綱本日お認めをいただきましたら、本日より施行されるというものであります。以上であります。

(小林上田地域自治センター長)

ただいま事務局から要綱の説明がございましたが、この要綱(案)についてご質問等がございましたら、お出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

(委員)

すでに第1回の地域協議会が終了したところがいくつかあると思いますが、内容に違いがあるのか、同じなのか状況をお伺いしたい。

(原沢自治振興課長)

本日で3つめの協議会となりますけれども、それぞれの協議会ごとにこの要綱案を定めていただいているわけですが、内容的にはすべて同じ内容となっております。

(小林上田地域自治センター長)

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。ないようでございますので、上田城

南地域協議会会議運営要綱（案）を原案のとおり決定することにつきまして、賛成の委員の皆様の手をお願ひしたいと思います。

（小林上田地域自治センター長）

全員ということですので、この運営要綱については、原案のとおり決定をされました。

（2）上田中央地域協議会会長及び副会長選出

（小林上田地域自治センター長）

続きまして、正副会長の選出に移らせていただきます。それでは、正副会長の選出の方法を事務局の方で説明をお願いします。

（原沢自治振興課長）

地域協議会は、市内で9つ設置されるわけでありまして。それぞれの協議会ごとに運営要綱を定めまして、行政主導でなく協議会の自主的判断のもとに運営をされていくものであります。

ただいま決定をしていただきました運営要綱第2条でございますけれども、会長及び副会長の互選の方法は、協議会で協議して定めとなっております。互選の方法でございますけれども、参考までに推薦、立候補あるいは選考委員会による選考、投票、くじ引き等が考えられます。その方法についてご審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

（小林上田地域自治センター長）

ただいま事務局から説明がございましたが、説明内容につきまして、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

（小林上田地域自治センター長）

よろしいでしょうか。ないようですので、それでは最初に会長の選出について協議をお願いしたいと思います。事務局からそれぞれ互選の方法が説明あったわけですが、この城南地区の協議会としてどのような方法で選出をしたらよろしいのかお諮りをしたいと存じます。ご意見ございましたら、お出しをしていただきたいと思います。

（委員）

他の地域では、推薦で進めておりますか。

（原沢自治振興課長）

すでに決まりました6つの協議会の正副会長の選出方法について、5つについては推薦という方法、1つの協議会においては、選考委員会を設置してそこで選出をしたという経過であります。そういうこともふまえて、こちらの協議会ではどんな手法がよろしいのかご協議をお願いしたいと思います。

（委員）

推薦という形でどうかと思います。

(小林上田地域自治センター長)

ただいま推薦という方法でどうかという意見が出されました。他にございますでしょうか。

(小林上田地域自治センター長)

無いようでございますので、城南地区の協議会におきましては、推薦という方法に同意される方の挙手をお願いしたいと思います。

(小林上田地域自治センター長)

19名委員さんからご同意をいただきました。したがって、城南地域の会長の選出につきましては、推薦ということで決定をさせていただきたいと思います。

それでは早速でございますけれども、どなたかの会長の推薦をお願いしたいと思います。

(委員)

田中明さんを会長、丸山一郎さんを副会長に推薦します。

(小林上田地域自治センター長)

他にございますか。

(小林上田地域自治センター長)

よろしいでしょうか。他に意見は無いようでございますので、会長に田中明委員、副会長に丸山一郎委員とすることについて、賛成の方の挙手をお願いします。

(小林上田地域自治センター長)

委員の過半数以上の挙手をいただきましたので、会長に田中明委員、副会長に丸山一郎委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(小林上田地域自治センター長)

それでは、会長、副会長が決定いたしましたので、正副会長と事務局で、今後の議事の進行について、打ち合わせをさせていただきたいと思いますので、ここで10分間の休憩とさせていただきます。

〔休憩〕

(原沢自治振興課長)

それでは打合せが終わりましたので、再開させていただきます。先程会長、副会長が決まりましたので、ごあいさつをいただいてから会長の議事進行をお願いしたいと思います。

(田中明城南地域協議会会長)

会長を仰せつかりました田中明でございます。先程事務局から協議会の任務等について細かく説明がございました。今後の上田市のまちづくりを進めていくうえで、こ

の地域協議会は重要な役割を担うものと思われます。また、市民の皆様からも注目をいただいているところでございます。それぞれ地域が発展することが、上田市全体の発展につながるのをごさいます。委員の皆様には、積極的にご意見を出していただきたいと思います。例えば、この地域についてでございますが、城南地域はいろんな意味で今後の行政の立場とわれわれの生活の写しになるのではないのでしょうか。こういう中で、地域のまとまりを確認し合っていく中で、公民館の問題においてもそうでしょうし、また電車を残そうというそういう問題もありましょう、さらに道路の整備、また半過、須川等の過疎化が進むそういう問題もこの地域にはあるやに私は考えております。そんな議論を今後していくことになるのではないのでしょうか。

また地域協議会の意見は、この地域の意見として位置づけられますので、地域の意見としてまとめていくことが重要であろうと思います。皆様の御協力をお願い申し上げます。簡単ではありますが、会長就任のあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

(丸山副会長)

この度、副会長という大任を仰せつかりました丸山一郎と申します。会長を補佐して会議がスムーズに進行しますよう努力していきたくと思います。皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

(3) 上田市総合計画審議会委員の選出について

(田中明会長)

それでは、議事に入らせていただきます。3番でございますが、総合計画審議会委員の選出についてでございますが、このことについて議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

(原沢自治振興課長)

それでは、資料4をご覧いただきたいと思います。総合計画審議会委員の選出についてご説明を申し上げます。

新生上田市では、将来目指すべき都市の姿を示し、その実現に向けて総合的かつ機能的にまちづくりを進めていく指針となります第1次総合計画の策定に着手したところでございます。策定にあたりましては、各分野、各地域のご意見を反映していく方針でございます。特に新上田市のスタートにふさわしいよりよい計画にするため、地域協議会からも委員を選出していただくことになりました。

まず審議会設置の目的でございますが、総合計画これは基本構想、基本計画、国土利用計画この3つで成り立つものでありまして、これに関します重要事項について、市長の諮問に応じて、調査審議をしていただくこととなります。

委員の構成でございますが、60人以内で組織していくことになっております。内訳は、記載のとおりであります。全体会のほかに、7つの部会を設けてありまして、各

部会とも 10人程度で集中的に議論をしていただくこととなります。他の審議会委員同様、地域協議会代表として選出された皆様にも、地域事情を踏まえながらも、市全体の将来を考える立場で調査・審議に加わっていただきたいというお願いしたいと思います。

また委員の選出にあたりましては、各分野に女性の進出を促すという意味もありまして、定員の35パーセント以上を目標に掲げております。女性の登用についてご配慮いただければと思います。なお、この地域協議会からはすでに2名の方が委嘱をされておりまして、2名以外の方から選出をお願いいたします。部会につきましては、全体のバランス等考えまして、この城南地域協議会におきましては、健康福祉部会に所属していただく委員さんをお一人選出をしていただきたいと思いますということでございます。

検討していただく主な内容でございますが、審議会への諮問は、基本構想、基本計画、国土利用計画であります。計画期間は、新市建設計画と整合を図るため、基本構想の目標年度を平成27年度、基本計画の目標年度を平成23年度としまして、平成19年9月議会への上程に向けて進めていくこととなります。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するため、前期計画、後期計画に区分した上で、施策や重点分野等について検討していきます。

この審議会とは別に、市内9地域ごとに新設の地域協議会には、総合計画と整合を図りながら地域まちづくり方針について諮問する予定です。

スケジュールでありますけれども、9月25日にすでに第1回の総合計画審議会、全体会と部会が開催されております。委員の任期でございますけれども、諮問に係る審議が終了したときまでとなりますので、来年9月議会に上程を予定しておりますので、その前8月ころまでとなりますがよろしくお願いいたします。

その他といたしましては、報酬につきましては、市の条例に基づきお支払いすることとなります。

以上総合計画審議会の委員の選出について申し上げます。よろしく申し上げます。

(田中明会長)

ただいま事務局から説明がございましたように、総合計画審議委員の選出ですが、当協議会からは健康福祉部会に選出をお願いしたいということでございます。

説明の中で、何かご質問ありますか。

(委員)

女性35パーセントということですが、35という理由は何か。普通ですと半々ですから、50パーセントでもいいのではと考えるのですが。

(原沢自治振興課長)

いろいろな審議会でも、女性の参画をお願いしてきているわけですが、なかなか50

パーセントとはいかず、市で基本指針の中で、新市におきましては35パーセントと定め、徐々に女性の登用率の向上を目指しているものであります。

(委員)

現在何人女性が選ばれていて、何人足りないのか、そのあたりについてお聞きしたい。

(原沢自治振興課長)

9地域協議会のうち、3人入っていただくと35パーセントをクリアできる状況です。

(田中明会長)

それでは、推薦をお願いしたいと思います。

(委員)

宮崎昭子委員を推薦します。

(田中明会長)

ただいま宮崎委員の推薦がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

- 賛成多数 -

(田中明会長)

それでは、御承認をいただきましたので、宮崎委員さんを総合計画審議会委員にすることに決定いたしました。

(4) 次回会議の開催と今後の日程について

(田中明会長)

続きまして、次回会議と今後の日程についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

(原沢自治振興課長)

まず、次回以降の会議の時間ですけれども、今回は平日の昼間ということで設定をさせていただきましてけれども、委員の皆さんにご協議をいただきまして、時間帯を決めていただければと思います。

場所につきましては、城南公民館の区域ということで、この会場を設定したわけがありますけれども、ご意見等ありましたらお出しいただきたいと思います。

(田中会長)

ただいま事務局から、会議開催の時間等について説明がありましたが、ご質問、ご意見等ありましたらお出しいただきたいと思います。

(委員)

昼間は仕事がある関係で、午後の7時ころからに配慮していただければありがたい。

(委員)

できれば、午前にしていただきたい。

(委員)

月初めと月末を外していただけるとありがたい。

(委員)

2、3回開催して、出席状況を見てから、決定してもよいのではないかと。

(原沢自治振興課長)

夜、午前という話が出ましたが、それぞれの時間帯で2、3回開催してみてから、決定していただいてもいいかと思います。

それで、次回日程についてご検討をお願いします。11月の上旬あたりで開催できればと思いますが、検討をお願いします。

(田中会長)

日程については、事務局と調整したうえで決定し、ご連絡しますので、御了解願います。

(5) その他

(委員)

この公民館は、駐車場が狭いが、ほかに駐車スペースを確保できるのか。

(原沢自治振興課長)

公民館の周りにしか駐車できないので、他の会議等と重ならないように日程を調整してまいりますので、御協力をお願いします。

(委員)

協議会の開催は、説明のあったとおり、月1回のペースで開かれるということであるが、任期いっぱいまでそのペースで開かれるということによいか。

また、会議の資料は、検討できる時間をいただけるよう開催のでければ一週間くらい前までに送付いただければありがたい。

(原沢自治振興課長)

会議であります、月1回の開催を予定しております。ただ、総合計画の諮問については、来年の9月までに策定という事情がありますので、場合によっては、会議を集中して開催することも考えられますので、御了承ください。

会議の資料については、事前に通知といっしょに送付できるよう進めてまいります。

8 その他

(1) 今後の日程

(田中会長)

事務局の説明をお願いします。

(原沢自治振興課長)

今後の日程でありますけれども、総合計画の諮問が年内に予定されております。市からの地域への協議事項が出てくれば、審議いただくこととなります。それと総

合計画は、新市建設計画を策定されますので、新市建設計画について説明させていただくことも予定しております。

(田中会長)

ただいま、今後の日程についての説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

(田中会長)

ないようですので、その他に入ります。

(2) その他

(委員)

会議の出欠席の連絡はどうすればいいか。

(原沢自治振興課長)

事務局へご連絡をお願いいたします。

・委員名簿及び会議録の公開について

(原沢自治振興課長)

事務局からですが、委員名簿の公開についてであります。広報、ホームページへ名簿を公開していく予定であります。氏名と自治会名を公開していく予定でありますので、御了承願います。

会議録についても、公開していく予定です。発言内容、委員名も公開していく予定です。

(会長)

ただいまの説明について、ご質問等ありますか。

〔質問等なし〕

(原沢自治振興課長)

名簿につきましては、氏名と自治会名、会議録につきましては、委員名も公開していくこととします。

・報酬について

(原沢自治振興課長)

報酬についてであります。半日以内3,800円という規定がありますので、源泉6パーセントを差し引いて、皆様の口座へ振り込まさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

(会長)

事務局からの連絡は、これで終わりました。ほかに、全体的なご意見等あればお願

いします。

(委員)

各委員のそれぞれの活動、考え方を発表し合う場を是非作っていただき、お互いを知る場を設定したらどうかと思う。

言葉の定義というか、まちとか、地域とかいろいろと出てきているわけですが、まちってどんなところをいっているのとか、地域ってどの範囲なのとか、まさか行政区じゃないよねとか、共通の理解が欲しいなと思います。

議員経験者の方、さまざまな学識をお持ちの方等大勢いらしゃいます。そういう中で、当たり前じゃんそんなことといったレベルのことが、ああそうだったのレベルであったりする時に、話し合いができるようになってきます。ある程度認識レベルを合わせられるような学習会を企画したい。

議題提起があれば、意見等を聞く機会を早めに作っていただき、吸い上げていってもらいたいと思います。

(田中会長)

諮問に答えるということ、意見を具申できるということ、また調査できるということ3つがあるわけですが、その中で対応できる部分があるのではないかと思います、事務局からお願いします。

(原沢自治振興課長)

今会長が言われたとおり、協議会自ら意見を述べるといことがありますし、地域についていろいろと議論していただくことが可能でありますので、会長と相談しながら進めてまいりたいと思います。

(委員)

お互い知り合う機会を早く設定していただきたい。

(田中会長)

以上で第1回の地域協議会を終了します。ありがとうございました。

